

令和3年第8回熊野町議会全員協議会

会議録

1. 招集年月日 令和3年8月31日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開会年月日 令和3年8月31日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（16名）

|          |           |
|----------|-----------|
| 1番 水原耕一  | 2番 福垣内邦治  |
| 3番 光本一也  | 4番 中島数宜   |
| 5番 尺田耕平  | 6番 竹爪憲吾   |
| 7番 諏訪本光  | 8番 沖田ゆかり  |
| 9番 片川学   | 10番 時光良造  |
| 11番 民法正則 | 12番 荒瀧穂積  |
| 13番 山吹富邦 | 14番 山野千佳子 |
| 15番 中原裕侑 | 16番 大瀬戸宏樹 |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員（0名）

なし

~~~~~○~~~~~

6. 説明のため出席した者の職氏名

【総務部・住民生活部・健康福祉部・教育部】

- (1) 熊野町立施設の名称整理について（協議）
- (2) 熊野町テレワーク実証実験の実施について（報告）
- (3) 令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事業について（報告）
- (4) 熊野町地域公共交通計画の策定について（報告）
- (5) 新型コロナワクチン接種状況について（報告）
- (6) 教育委員会事務点検・評価報告について（報告）

町 長 三 村 裕 史

|               |       |
|---------------|-------|
| 副町長           | 岩田秀次  |
| 教育長           | 平岡弘資  |
| 総務部長          | 宗條勲   |
| 住民生活部長        | 貞永治夫  |
| 健康福祉部長        | 時光良弘  |
| 教育部長          | 隼田雅治  |
| 総務部次長         | 西岡隆司  |
| 住民生活部次長       | 立花太郎  |
| 教育部次長         | 堀野辰夫  |
| 政策企画課長        | 須賀雅彦  |
| 財務課長          | 西川伸一郎 |
| 生活環境課長        | 熊野孝則  |
| 町公民館長         | 穂坂俊彦  |
| 教育指導監         | 斉藤弘樹  |
| 教育指導監         | 梶弘樹   |
| 新型コロナウイルス対策室長 | 寺澤ひとみ |

~~~~~○~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 西村隆雄 |
|--------|------|

~~~~~○~~~~~

8. 案件

【総務部】

- (1) 熊野町立施設の名称整理について（協議）
- (2) 熊野町テレワーク実証実験の実施について（報告）
- (3) 令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事業について（報告）

【住民生活部】

- (4) 熊野町地域公共交通計画の策定について（報告）

【健康福祉部】

- (5) 新型コロナワクチン接種状況について（報告）

【教育部】

(6) 教育委員会事務点検・評価報告について（報告）

【議会】

(7) その他

~~~~~〇~~~~~

9. 議事の内容

(開会 9 時 2 9 分)

○議長（大瀬戸） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様方、また執行部の皆様方におかれましては、本日はお忙しい中を全員協議会にお集まりいただきましてありがとうございます。本日の全員協議会では、執行部から協議案件 1 件、報告案件 5 件について、それぞれ説明を受けることとし、後ほど議会からの案件について御協議いただきたいと思います。

それでは、皆様から様々な御意見をいただきながら円滑に進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

協議会の開会に当たりまして、町長から発言の申出がありましたので、これを受けたと思います。三村町長。

~~~~~〇~~~~~

○町長（三村） 皆様、おはようございます。

皆様方におかれましては大変お忙しいところ、お時間をいただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、広島県において、8月27日から9月12日まで緊急事態宣言が適用されました。本町においても感染者が断続的に発生しており、8月27日から9月12日まで公共施設を再度休館としております。度重なる休館で町民の皆様には御不便、御迷惑をおかけいたしますが、御理解、御協力を賜りたいと思っております。

次に、今月の11日から18日にかけて大雨に関しましては、レベル3の「高齢者等避難」、そしてレベル4「避難指示」を発令し、危険な地域からの避難の呼びかけをしました。この大雨では幸いなことに人的被害はございませんでしたが、道路・河川等のインフラに被害が生じており、早期復旧に向け、県と連携し対応しております。

さて、本日は1件の協議と5件の報告をさせていただきます。

1 件目は、町立施設の名称整理について協議をさせていただきます。

2 件目に、職員のテレワーク実証実験の実施について。

3 件目は、令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事業について報告させていただきます。

続いて、4 件目は本町における地域公共交通計画の策定について。

5 件目に、新型コロナワクチンの現在の接種状況について。

6 件目に、教育委員会事務点検・評価について報告させていただきます。

議員の皆様方におかれましては、諸施策への御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。本日はどうかよろしくようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ありがとうございます。

それでは、早速協議会に移ります。

協議案件、熊野町立施設の名称整理について、執行部から説明を受けたいと思います。

宗條総務部長。座ってで結構です。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） 1 番目の協議案件、熊野町立施設の名称整理について説明をいたします。

資料1を御覧ください。

初めに、このたびの熊野町立施設の名称整理の経緯でございますが、地域防災センター整備構想に基づき、中央、東部、西部の3つの地域ごとに防災・減災活動及び避難所運営の拠点施設の整備を進めることとしております。本年6月には東防災交流センターを開設し、今年度は西防災交流センターの整備、続いて中央防災交流センターの整備を行う予定としております。この防災交流センターの開設という機会を捉えて、1の目的にありますように、熊野町立施設全体について、施設の利用目的に沿った名称への変更のほか、より利用しやすく分かりやすい名称となるよう、統一的な名称整理を行うものでございます。

次に、2の施設名称整理の基本的な考え方ですが、1点目は、施設の利用目的に沿った名称変更です。先ほど申しましたように、防災交流センターはそれぞれ、中央、東、西防災交流センターといたします。町民会館の1階部分である老人福祉センターを廃止し中央防災交流センターとし、くまの・みらい交流館を西防災交流センターに名称変更

をするとともに、両施設に防災拠点施設として必要な機能の強化を図ります。これに伴い、旧西公民館に隣接して設置しております熊野団地防災センターの設置管理条例を廃止し、これを西防災交流センターの別館に位置づけ、引き続き消防団の消防活動や地域コミュニティの場などに活用いたします。

なお、町民が慣れ親しんでいる町民会館の名称は、引き続き熊野町公民館と中央防災交流センターの複合施設名として存続させることとします。また、西防災交流センター内には町公民館西分館を置き、東防災交流センターと同様、生涯学習や地域コミュニティの場として日常利用いただく施設といたします。また、現在、熊野町社会福祉協議会が指定管理者として管理運営する中央地域健康センターは、名実共に本町の地域福祉の活動拠点とするため、熊野町地域福社会館に改めます。

2点目は利用促進のための名称変更です。健康づくりや介護予防の活動のほか、多世代交流や文化活動など地域コミュニティ形成のための多様な活動が行われております東部地域健康センター及び西部地域健康センターは、それぞれ東ふれあい館、西ふれあい館に名称変更し、中央ふれあい館を含め、町内3地域にふれあい館を配置します。

今回の名称の整理において、施設の名称に「地域」の表現を用いないこととしました。施設の対象は地域住民に限らず町民全般であるため、他の地域の方も利用しやすい施設名称とすることが目的です。なお、熊野町地域福社会館には地域がつきますが、これは地域福祉という名称を用いるため、エリアを表す地域とは異なります。

次に、資料右側、4の熊野町立施設変更案を御覧ください。町立施設を一覧にしております。表の左側が現在の施設名称、右側が変更案となっており、名称を変更する施設には下線を引いております。

先ほど説明しました名称変更の考え方のほか、表の下の欄外に記載しておりますが、防災交流センターやふれあい館など同じ種類の施設がある場合は「熊野」を、地域福社会館や図書館など同種の施設がない場合には「熊野町」を施設名に冠すること、防災交流センター以外の施設には「センター」を用いないこととして施設名の整理を行っております。また、既に名称が町内外に定着しております筆の里工房、町民グラウンドの附随的機能であるファミリー公園、冒険広場、多目的グラウンドの名称には熊野は冠しないことといたします。

最後に、資料左側、3の関係条例の整備としまして、この施設名称の整理に伴い、改廃が必要となる条例を掲げております。各施設の名称変更等は令和4年4月1日に実施

することとし、そのための関係条例については9月定例会に議案を提出し、御審議をいただくこととしております。

熊野町立施設の名称整理についての説明は、以上でございます

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） それでは、執行部からの説明が終わりましたので、質疑並びに御意見はありませんか。光本議員。着席でお願いします。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） 名称変更で看板というか、標識等の掛け替えが伴うと思うんですが、予算はどのぐらいかかりますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 宗條総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） このたびの条例の改廃について御審議をいただきまして、お認めいただいた後、そこらあたりの積算をさせていただいて、早ければ12月の定例会のほうに必要な予算について要求をさせていただきたいと考えておりますので、現在のところ、全体的な積算は行っておりません。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（諏訪本） （2）のところで、利用促進のための名称変更という中に東部地域健康センターが東ふれあい館になるというふうになってるんですが、これは西部についても一緒なんですけども、私の感覚からすれば、健康センターというたら健康関係かなというように思っておったんですけども、ふれあい館という名称に変えられるところの趣旨というんですか、ねらい、目的がちょっとよく分からないんですが。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 宗條部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） まず、3地域への健康センターの設置の経緯から御説明いたしますと、平成に入りまして福祉施策そのものが施設福祉のほうから在宅福祉のほうに変更になりまして、また福祉の措置からサービス利用といったような改革がなされたところで

ございます。そうしたことから、町の高齢者保健福祉計画におきまして、町内3つの地域に分けて地域福祉を推進する拠点整備構想というものを町のほうで設けました。その中で保健福祉医療の連携ということ強化するということで、まずは保健。すなわち健康づくりに力点を置いた施策を推進するということで、地域福祉センターではなくて地域健康センターという名称で設置をしたものでございます。この考え方によりまして、西部、中央、東部地域にそれぞれ地域健康センターが整備されたという流れとなっております。

初めに設置いたしました西部地域健康センター、これの整備時の高齢化率は16%でございました。現在は35.6%と倍増以上の高齢化率となっております。したがって、健康づくりも現在実施、今後とも実施いたしますけれども、現在の利用実態からは、また表現の柔らかさとか親しみやすさからも、ふれあい館といった表現のほうが適切だろうというふうに考えたところでございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（諏訪本） 考え方といいますか、理解の仕方によると思いますので。

それと、もう一つ、グラウンドという表現のことなんですが、正しくはグラウンドだというふうに私はずっと解釈してきとったんですけども。今、施設、こうしてグラウンドという、これはどっちを使ってもいいんですけども、熊野町としてはウが入らないグラウンドでいかれるというように解釈してよろしいでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 宗條部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） 施設名称につきましてはそのとおりでございます。グラウンドという表現を従来から使っておりますので、今後もそのような名称で使っていきたいというふうに考えております。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（諏訪本） その関係で、教育委員会関係のほうの資料には、状態ということがつ

いた場合にはグラウンド状態という言い方をしてるんですね。だから、もうグラウンドでいくなら全部グラウンドで通されたほうがいいんじゃないかなというふうに私は思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 隼田教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（隼田） 議員おっしゃるとおり、正式にはグラウンドだと解釈をしております。ただ、施設名称としてグラウンドということでこれまでずっと町民の方に利用していただいております。その名称をそのまま引き継ぎたいというふうには考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（諏訪本） こういうようなことで時間をとってあれなんですけど、要するにこの評価報告書の中の資料でグラウンドというように表現をした場所があるんですよ。グラウンドの状態についてはグラウンドというように表現されるんか、もう全部グラウンドでいくなら、全部グラウンドで通されたほうがいいんじゃないかなというふうに私は思ってた言わせてもらいました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 答弁はいいですか。

じゃあ、ほかに。尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） くまの・みらい交流館の施設名称についてなんですけど、既に住民の間で定着しておる名称だと思っております。また、あと今回変更される名称についてなんですけど、似通った名前を連ねるといことはかえって緊急時などにおいて混乱を招くのではないのかなというふうに思ってるんですけど、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 宗條部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） この条例改正につきましては、先ほど申しましたように、次の9月定例会のほうで関係条例を出させていただきます。これも説明にありましたように、こ



の施行については来年の4月ということで、半年間の周知期間を設けるという意味合いで早めに条例改正のほうの提案をさせていただきたいというふうに考えております。

その間、様々な媒体で周知をいたしますし、それぞれの計画であるとか、住民さんに配布するチラシ類であるとか、パンフレット類であるとかを通じて周知を図っていきたいと思っております。

この施設変更については、初期はいろいろと混乱等があるかも分かりませんが、次第になじんで親しんでいただけるものというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） ないようですので、このあたりでまとめさせていただきます。

本件についてはただいまの説明を了とし、9月定例会において関係議案が提出されますので、改めて審議することとしまとめとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議がないようですので、本案件についてはただいまのようにまとめさせていただきます、次の報告に移りたいと思います。

続いて、報告案件、熊野町テレワーク実証実験の実施について、執行部から説明を受けたいと思います。宗條総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） 2番目の報告案件、熊野町テレワーク実証実験の実施について説明をいたします。

資料2を御覧ください。

1の実施概要のうち、まず（1）趣旨でございます。新型コロナウイルス感染症の蔓延や頻発する豪雨による被災、少子高齢化等に伴う労働力人口の減少など、行政を取り巻く環境は急速に変化をしております。こうした状況を踏まえ、たとえ庁舎が被災しても場所に捉われずに優先業務を執行可能とする、あるいは感染症対策として職員間の接触機会を減らすことで、クラスター感染による行政機能の停止を防ぐ、そうした業務継続による持続的な行政運営を行う体制の構築が必要でございます。

また、労働力人口が減少する中においても必要な人材を確保するため、育児や介護等

の時間的制約を抱える職員を含め、職員一人一人が多様な働き方を実現できる職場環境の整備といったワーク・ライフ・バランスの実現による人材の確保の推進が社会的に求められるようになってまいりました。こうした課題に対し、テレワークの導入は有効な手段の一つであることから、実証実験を実施し、本格導入に向けて、有効性の検証、課題の抽出、効率的な運用方法の検討を行うものでございます。

次に、(2) テレワークの実施方法です。この実証実験では、職員が自宅で業務を行う在宅勤務と、町内の公民館等をサテライトオフィスと位置づけ、職員がその施設で業務を行うサテライトオフィス勤務を実施いたします。

在宅勤務は、地方公共団体の共同運営組織として設立された地方公共団体情報システム機構の自治体テレワーク推進実証実験事業のシステムを利用し、セキュリティを確保しながらテレワークを行います。具体的には、イメージ図のうち、職員は図の左側、自宅のテレワーク用端末からインターネットで、図の真ん中、システム機構のテレワークシステムに接続し、そこからは強固なセキュリティ対策が施されている行政専用ネットワーク（LGWAN）を通じ、図の右側、庁舎内の自分の席の端末、自席端末にアクセスし、自宅から自席端末を遠隔操作し事務を行います。暗号化通信等により自席端末の画面情報のみを自宅の端末画面に表示させる仕組みであり、自宅ではデータを書き出したりコピーすることはできません。このようにセキュリティを確保した環境によって自宅でのテレワークを可能とするものです。

また、サテライトオフィス勤務につきましては、在宅勤務と異なり、行政専用ネットワーク（LGWAN）で直接結ばれている公民館等の公共施設で勤務するものであり、庁舎と同等の物理的対策によってセキュリティが確保されております。

次に、(3) 対象職員として、非常勤職員と会計年度任用職員を除き、テレワークの実施に当たり公務に支障がないと所属長が認める職員といたします。

(4) 申請手続等ですが、テレワークの申請期間は、計画的なテレワークの実施や適正な勤務管理を促す観点から、1回につき1週間以内とし、実施を希望する職員は所属長に申請し、その期間内のうちいずれの日にテレワークを実施するかを決定いたします。所属長は、テレワークにおいて実施が可能な業務をあらかじめ抽出した上で、実施を希望する職員の勤務管理能力や所属全体の業務遂行に支障がないこと等を勘案し、テレワークの実施を承認いたします。

(5) 勤務時間等につきましては、通常の勤務と同様に午前8時30分から午後5時

15分までとし、正午から午後1時までを休憩時間といたします。テレワークは1日単位とし、より多くの職員にテレワークを経験してもらうため、また、長期間の連続使用による他の職員への負担増やコミュニケーション不足等を防ぐため、申請期間のうちの連続する2日以内といたします。

(6) 使用機器等ですが、在宅勤務は自宅のインターネット回線を使用します。また、実証実験のための専用システムを設定したテレワーク用端末を職員に貸与いたします。サテライトオフィス勤務の場合は、自席の端末を移動することで通常業務が可能となりますが、公民館等での接続のためには、その都度端末の設定変更が必要となるため、あらかじめ設定済みの貸出し用端末を準備し、迅速な対応ができる環境を整備いたします。

(7) 資料の持ち出しにつきましては、資料は事前に電子化して自席端末などに保存し、紙ベースでの持ち出しは原則禁止といたします。サテライトオフィス勤務は公民館等の公共施設での勤務であるため、所属長が認めた場合に限り、最小限の資料の持ち出しを例外的に認めることといたします。

(8) 勤務管理でございますが、テレワーク実施職員は、所属長等に始業及び終業等の報告を行うこととし、所属長は必要に応じて業務の遂行状況を確認します。また、テレワーク終了後は実施報告書を所属長に提出させます。なお、勤務管理の徹底を図る観点から、時間外勤務は認めません。

(9) テレワーク実施職員の費用負担につきましては、自宅でのインターネット回線の利用に要する費用や光熱水費等は実施職員の負担となります。

(10) 情報セキュリティ対策ですが、テレワークシステムや行政専用ネットワーク(LGWAN)によって物理的なセキュリティ確保がなされるとともに、実施職員は情報セキュリティ対策として定めた関係規定を遵守し、業務内容が同居者や第三者の目に触れたり、それらのものが操作することのないよう対策を講じることを徹底いたします。

次に、2の実施期間でございます。事前周知やテレワーク業務の抽出、端末等の調達や設定作業を行った後、本年10月中旬から来年3月末までを実施期間といたします。

次に、3の検証方法です。テレワークの有効性、課題の抽出、運用方法の見直し等を目的とした検証項目によるアンケート等を行い、本格導入に向けた検討の基礎資料を収集いたします。

最後に、9月定例会においてこの実証実験に必要な機器購入等経費について補正予算に計上し、御審議をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

す。

熊野町テレワーク実証実験の実施についての説明は、以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いします。質疑はありませんか。ないですか。諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（諏訪本） 感染症等も含むということなのですが、テレワーク対策として、テレワークで対応するということですが、何割ぐらいの職員が該当するようになるのか。それから、今度予算については9月の議会でということですが、費用対効果といいますか、こういったことについて説明してもらえればと思いますが、お願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 須賀政策企画課長。

~~~~~○~~~~~

○政策企画課長（須賀） 職員がどれだけテレワークの業務に向くのかという割合でございますが、ちょっと今のところは業務の洗い出し等を今から実施をして、9月中にこういう業務ならテレワークができるよというような形で整理をしていこうと思っております。その整理をした段階で10月の中旬からテレワークの実施ということで考えております。9月中にはどれぐらいの職員がテレワークができるのかというのが分かってくるのかなというふうに考えております。

あと、9月の補正予算のほうで、このテレワークにかかるパソコン等の購入30台を予定しております。10台が自宅で行う在宅勤務用のパソコン、あとの10台がサテライトオフィスのほうで使うパソコン、あとの10台は両方使えるようにということで、30台を予定しております。

費用対効果というのも、今の現時点では明確には出ておりませんが、一応実証実験でございますので、3月31日まで行う予定です。その中で実証実験を来年度、4年度から続けていくのか、それともやはりこれは無理なのかというのを判断いたしまして、検証をして実証実験をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 諏訪本議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○7番（諏訪本） 大体だからせいぜい10人から、今のでいうたら20人ぐらいのところですね。そういう中で、一つさっき説明があったんですが、自宅のインターネット回線を使って、私らはちょっとよくパソコンのことが全部分かりませんが、自宅のインターネット回線を使って機密事項が漏えいしないかどうかな。ちょっとそこがさっきもLGWANあたりを使ってというふうになってますけども、自宅のインターネット回線を使って大丈夫なんかなというのをちょっと心配するんですが、いかがですか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 須賀課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○政策企画課長（須賀） 自宅のインターネット回線を使っても、一応秘密の確保、セキュリティの関係は確保されているというふうに考えております。自宅のほうのパソコンには自席のパソコンの画面が見れるだけ、遠隔操作をするということになりますので、持って帰った自宅のパソコンからデータを抜き出すとか、保存するとかということではできなくなってますので、自席の遠隔操作というような形になりますので、セキュリティについてはまず心配はないのかなというふうに考えております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） ないようですので、それでは熊野町テレワーク実証実験の実施についてはその概要を承知しました。本件については、課題の抽出及び効率的な運用方法の検討につなげるため、適切に実証実験及び検証を実施していただくよう要望し、また、9月定例会において関係する補正予算案が提出されますので、改めて審議することとして、次に移りたいと思います。

続いて、報告案件、令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事業について、執行部から説明を受けたいと思います。

宗條総務部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○総務部長（宗條） 3番目の報告案件、令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方

創生臨時交付金の活用事業について御説明申し上げます。

資料3を御覧ください。

I、6月定例議会の補正予算による臨時的事業でございます。これは、6月補正予算による事業の進捗をまとめたもので、表は左から、事業等名称、事業概要、予算額、交付金充当額、進捗状況及び進捗率となっております。

熊野町頑張る中小企業者応援事業は、広島県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響により売上高が減少した中小事業者を支援するもので、申請期間は終了しております。予算計上の265事業者に対し、申請は205事業者でした。このため、9月補正において、歳出1,800万円を減額し、あわせて事業費の半額に充てた交付金充当額900万円を減額する予定でございます。補正後の予定額は下段の括弧書きのとおりでございます。現在192事業者の支給が完了し、進捗率は94%でございます。

修学旅行中止に伴うキャンセル料等補助金は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う修学旅行の延期により発生したキャンセル費用を支援するもので、予算額、交付金充当額共に90万円でございます。5月に予定しておりました第三小と第四小分のキャンセル費用の80万1,000円の支援が完了いたしました。予算執行面での進捗率は89%となります。今後、新型コロナウイルス感染症の状況によりさらに延期となる可能性もあり、感染状況を注視し、速やかな意思決定に努めてまいります。

熊野町民会館トイレ手洗い場自動水洗化事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、町民会館トイレの手洗いを自動水栓化したものです。既に工事が完了し、9月補正で歳出、交付金充当額共に15万3,000円を減額補正する予定でございます。進捗率は100%でございます。

次に、II、8月臨時議会の補正予算による臨時的事業でございますが、先般の8月補正予算による事業でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により町内の小売店や飲食店の売上げが減少していることから、消費を喚起し経済循環を回復させる一助とするため、1世帯につき6,000円分の割引クーポン券を発行いたします。予算額、交付金充当額共に8,060万円でございます。現在、業務契約の締結に向けて準備を進めているところでございます。

次の、IIIが新規の臨時的事業でございます。

テレワーク・分散勤務環境等整備事業は、先ほど報告いたしました実証実験に必要な環境を整備する機器購入費等でございます。予算額は379万3,000円、交付金充

当額は343万5,000円でございます。

生活交通バス路線維持支援金は、新型コロナウイルスにより大きな影響を受け利用者が減少している中、利用者の密閉、密集、密接を避け、安心・快適に利用してもらうために減便を行わず運行を行っている広島電鉄に対し、経営支援を目的に交付するものでございます。予算額、交付金充当額共に1,440万円でございます。

熊野町民会館集会室LED照明改修工事は、現在の白熱灯・蛍光灯からLED照明に改修することで、ワクチン接種会場及び避難所としての環境の改善を図るとともに、平時の集会室利用者の利便性の向上、脱炭素社会の実現を図るものでございます。予算額、交付金充当額共に389万4,000円でございます。

電子入札導入事業は、これからの感染症対策のため、多数の業者が入札に参集する回数を減らして密を避ける取組として電子入札を行う環境を整備するもので、予算額、交付金充当額共に159万9,000円です。

最後に、IV、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当状況でございます。交付金の総額は、第3次交付金1億3,658万4,000円と、特定の国庫負担補助事業の町負担分に対する交付金4万1,000円、合計1億3,662万5,000円でございます。これを財源に、6月と8月の4事業に加え、9月補正予算に4事業を計上する予定としております。この8事業の9月補正後の予算額合計は1億6,773万3,000円、交付金対象経費合計1億3,698万3,000円のうち、交付金充当額が1億3,662万5,000円となります。

なお、交付金対象経費は事業執行の過程で変動いたしますので、交付金の充当残が生じた場合には、改めて財源調整等を行ってまいります。

令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事業についての説明は、以上でございます

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いします。質疑はありませんか。ないですか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） それでは、令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事業についてはその概要を承知しました。本件については、9月定例会において関係議案が提出されますので、改めて審議することにして、次に移りたいと思いま

す。

続いて、報告案件、熊野町地域公共交通計画の策定について、執行部から説明を受けたいと思います。貞永住民生活部長。

~~~~~〇~~~~~

〇住民生活部長（貞永） それでは、熊野町地域公共交通計画の策定について、お手元の資料4により説明をいたします。

まず、趣旨・目的ですが、公共交通は、通学や高齢者の生活移動を支える重要な移動手段ですが、生活スタイルの変化や急激な人口減少などや、近年の新型コロナウイルス感染症による影響などから利用者が減少し、公共交通を取り巻く環境は厳しさを増している状況で、このままでは公共交通が成り立たなくなる可能性があることから、持続可能な公共交通システムの確立が課題となっています。

そこで、人口減少、高齢化の加速などの社会の変化に対応し、コンパクトなまちづくりと公共交通ネットワークを形成するために策定する立地適正化計画との連携を図りながら、公共交通それぞれの特徴を踏まえた効率的なネットワークの構築や公共交通の利用を促進する地域公共交通計画の策定に取り組むこととしました。

次の背景では、都市づくりの観点と公共交通の観点に分け、本町の現状を記載しております。

まず、中段、左側の枠の都市づくりにおける本町の現状は、宅地面積は増加傾向にあり、市街化農地は減少傾向にあります。また、本町は山に囲まれた盆地であることから土砂災害の危険度が高い区域が多数存在していますし、人口減少により空き家も増加しています。一方、都市の発展に関するものとしては、昨年12月の広島熊野道路の無料化、今月、県道矢野安浦線バイパスが県道瀬野呉線に接続したことや、その沿線への大型商業施設の進出もあります。

続いて、右側の枠の公共交通では、人口減少、少子高齢化による利用者の減少や新型コロナウイルス感染症拡大防止などのため、通勤・通学者のバス利用者が減少しています。バス利用者の減少は運行収支の悪化を招き、バス路線の廃止や便数の減少が行われ、利用者の利便性が低下することから、さらなる利用者の減少を招くという悪循環となっている状況です。また、高齢により自動車を手放す住民の増加が予想されますが、赤字バス路線を維持するための国、県、町からの補助金は、運行収支の赤字拡大とともに年々増加している状況です。

次に、公共交通システムの確立に向けての基本的な考え方ですが、先ほど説明したとおり、通勤・通学利用者の減少やコロナ禍におけるテレワークや外出自粛のため、地方のバス路線の維持は大変厳しい状況となっています。

このような背景を踏まえ、今後の公共交通システムの確立に向けての基本的な考え方として、都市・交通分野における上位計画の都市計画マスタープランのコンパクトプラスネットワーク型の都市施設の整備方針を具現化するための個別計画である、交通ネットワーク形成の指針となる立地適正化計画と、公共交通再編の指針となる地域公共交通計画を策定し、両計画が連携するとともに、福祉、教育、産業観光、防災などの他の分野の関連計画とも連携を図ることで、将来の公共交通の在り方を含めた本町の交通システムの確立を図り、本町の最上位計画である第6次熊野町総合計画における「安心安全で快適に暮らせるまち」を目指すこととしています。

資料右側に移りまして、地域公共交通計画についてですが、地域公共交通計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づく法定計画であり、地域にとって望ましい旅客運送サービスの姿を明らかにするマスタープランとしての役割を果たすものです。また、地域公共交通計画の策定に際しては、交通事業者や地域の関係者で構成する活性化再生法に基づく協議会を開催して協議を重ね、交通事業者や地域の関係者等の意見を反映したものとします。

次に、バス交通等の現状の①主な公共交通については、本町の公共交通は、広島電鉄が運行する路線バスと、町が運行する生活福祉交通「おでかけ号」、その他にタクシー及び福祉有償運送等となっています。

次に、②バス路線の経緯及び現状ですが、現在、広島電鉄によるバス路線は、熊野営業所と矢野駅などをつなぐ矢野フィーダー線、広島市紙屋町と萩原車庫又は熊野営業所をつなぐ向洋、東雲又は高速2号線経由の広島熊野線、熊野営業所と呉駅をつなぐ呉焼山線、熊野営業所と阿戸学校をつなぐ阿戸線があります。以前は、平成14年廃止の黒瀬線、平成20年廃止の皇帝ハイツ線、平成26年廃止の苗代線がありました。阿戸線につきましては平成18年6月に廃止届が出され、広島市と連携して存続に向けて協議し、平成19年10月から赤字部分についての補填を条件に存続が決定され、平成20年度から町と広島市が運行補助を行ってきた経緯があります。また、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症による影響からさらに利用者の低下が進み、阿戸線だけでなく熊野線全体で2億3,000万円の赤字となる状況です。

次に、③広電「阿戸線」の現状ですが、阿戸線は、町、広島市からの補助金だけでなく、国、県からの運行補助を受けている状況ですが、昨年11月の法改正により、令和6年6月までに今回策定しようとする地域公共交通計画に位置づけられていない場合は補助対象外になる状況となっています。下の棒グラフでは、平成28年度から令和2年度までの阿戸線の利用者数を示しており、平成28年度では年間5万2,619人の利用者数が、令和2年度では3万3,149人と、4年間で1万9,470人の減となっております。

次に、今後の取組については、①阿戸線に関する熊野町・広島市・広電による三者協議では、まず、阿戸線に関しては町、広島市、広電による事務レベルによる3者協議を行い、この中で阿戸線の利用状況の調査、利用者アンケート等の実施を検討いたします。

次に、②法定協議会の立ち上げですが、ここで訂正をお願いいたします。1行目の真ん中に、道路管理者（国・県）となっておりますが、町内に国道はないので、括弧内を県だけに修正をお願いいたします。誠にすみませんでした。

では、元に戻りまして、法定協議会につきましては先ほども少し説明しましたが、町、地域の移動に関するバスやタクシーの交通事業者と、県の道路管理者、そして利用者となる町民の代表者及び学識経験者や国の地域公共交通担当部署などで構成する協議会において、官・民一体となって地域公共交通の将来について協議を重ね、計画を作成してまいります。

最後に、③熊野町公共交通計画の策定では、公共交通であるバス路線の維持は、町のまちづくり、福祉行政、観光行政など様々な分野に影響のある重大な問題であると考えており、町内の公共交通について、地域の移動手段の維持・確保・充実を図るため、地域公共交通計画において将来の目標を明確にするとともに、計画に沿って事業を進めることにより、低迷する公共交通の利用の回復を図ってまいります。

また、今回の地域公共交通計画策定に関する費用及び阿戸線に関する調査費用の補正予算案を9月定例議会に提出することとしていますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

説明は、以上でございます

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いします。質疑はありませんか。時光議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○10番（時光） ただいま説明していただいたんですけど、特に阿戸線に関しては、新宮、初神、萩原の東部、城之堀、こちらの住民の方が通勤、通学、買物というところに必要な本当に生活の一部となった路線でございます。そうした中で、今、説明のありました地域幹線系統確保維持費国庫補助金ですか、対象路線。去年の11月の法改正によりということで、6年の6月。もう3年もないわけですよ。こういった短い期間でこれに対応していかんやいけんということで、この補助対象外になった場合、地域公共交通計画に位置づけられていない場合は補助対象外になるということなんですけど、この見通しはどうかということと、その前の、今広電さんが熊野線自体で2億3,000万円の赤字、これはコロナの影響もあると思いますが、この中で阿戸線の部分というのはどのぐらいあるのかということのを教えてください。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 貞永住民生活部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○住民生活部長（貞永） 御質問の令和6年までの公共交通計画に沿ってしなければ補助対象路線とならないということなんですけども、現在、私どもが考えている公共交通計画のスケジュールとしては、今後、9月の補正予算の認定をいただいた後に協議会を立ち上げて、大体令和4年度内に策定を目指して進めていこうということですので、基本的には令和6年までに間に合うというふうに考えております。

もう一つの、熊野線全体の中の2億3,000万円の赤字の中で阿戸線につきましては、昨年度では3,270万円というふうに聞いております。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 時光議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○10番（時光） ありがとうございます。2億3,000万円の赤字となるとほとんどが阿戸線じゃないかという感じに聞こえてくるんですが、3,270万円ですね。

そうした中で、ちょっとお聞きするんですが、今広電バス阿戸線、平日、休日、何便あるか御存じですか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 貞永部長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○住民生活部長（貞永） 平日が24便、行き帰りで24便なんですけども、休日が20便というふうに認識しております。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（大瀬戸） 時光議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○10番（時光） 往復で12便と10便ということで、時間によっては乗っておられる方が少ないと思いますが、おでかけ号もありますが、もうこれがなくては生活できないような地区でございます。そうしたところで、あと3年、令和4年ですか。4年にはそれなりのある程度計画を立てるとのことですが、いずれにしてもスピーディーに行ってもらわないと、今回のこの話の中で、趣旨・目的の中で持続可能な交通システムの確立ということが書いてありますので、やはり例えば廿日市市ですか、県内でも市の自主的な運行バスを走らせておられますし、あらゆるあちこちを見て回って、ほんと取りあえずではなくて、持続可能な交通システム、取りあえず10便だけど5便になります、3便になりますというようなことがないように、しっかりこういった協議会の立ち上げもされるみたいですが、しっかりそこらは話し合ってもらって、どういう形になるか分かりませんが、継続可能なほんと皆さんの足になるバス路線をしっかり確立していただきたいと思います。

あと一つお聞きするんですが、今地価というのが路線価格になっておりますけど、これがもし、どうなんですか、バスがなくなったら随分税収入も減ると思うんですが、いかがでしょう。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（大瀬戸） 貞永部長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○住民生活部長（貞永） 地価に関する評価というものについて、路線についての条件が加味されていないので、直接的にバス路線がなくなったから地価が下がるということではないんですけども、バス路線が下がるためにいろんなほかのものがつられて下がる、利便性等が下がるということですので下がっていくことはあろうかと思えます。路線がなくなるから下がるということではないというふうにお聞きしております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（時光） いずれにしても今のコンパクトシティですか、というのがどうも私もみんな中央に集まると、端っこは要らないんだというような感覚に聞こえてきますんで、東部が熊野町の孤島にならないように、陸の孤島にならないように、今後、いろんな協議会等で検討していただけたらと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） いろいろ聞く中で、今ある本を読んだんですが、行政が悪いばかりじゃないんです、これ。住民、私ら一人一人の問題もあるんだよというのを考えなくちゃいけない時代になってる。ということは、車を買って、自動車を持って、バスに乗らんというのが原因なんです、住民の。だから、行政が悪い、悪いじゃない。住民一人一人の責任があるんだという点もこの協議会では踏まえていただいて、住民の認識が非常に大事なんだと。今からの民主主義、今からの時代を切り開くのは行政であり、国の責任じゃない。今回のワクチンの問題もそうなんよ。私ら一人一人の主権者の問題が大事であるというのもぜひ議論いただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 答弁はよろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） ないようですので、それでは熊野町地域公共交通計画の策定についてはその概要を承知しました。本件については、議員から出ました意見を十分踏まえ、今後検討・精査していただくことを要望し、また9月定例会において関係議案が提出されますので、改めて審議することとして、次に移りたいと思います。

続いて、報告案件、新型コロナワクチン接種状況について、執行部から説明を受けたいと思います。

時光健康福祉部長。

〇健康福祉部長（時光） それでは、新型コロナワクチン接種状況につきまして、お手元の資料5により説明をさせていただきます。

まず、1の接種の実施についてでございますが、7月末には、一部を除いた接種を希望する65歳以上の高齢者の接種を完了しております。現在、ワクチン供給量の大幅な減少により、12歳以上の方の一般接種における計画の見直しを行いました。今後、11月末の希望者全員の接種完了を目指して、実施をしまいたいと考えております。

次に、2の予約状況でございますが、8月20日から12歳以上の予約受付を再開しております。資料は8月18日現在の予約状況でございますが、1万2,589人、全対象者の約58%の方が予約をされている状況でございます。なお、予約の再開につきましては、ホームページ、それからライン登録されている方皆さんに、ラインを通じて周知をしているところです。

続いて、3の接種状況でございます。これも8月18日現在における町内の1回目の接種者、こちらが1万979人、接種率が50.7%、2回目の接種者は9,536人、接種率は44.1%というふうになっております。こちらには書いておりませんが、これは町が実施する接種で受けてくださった方の数字でございます。県がまとめております、町外で例えば医療従事者であるとか、職域で接種された方、そういった方を含めますと、本町の場合は1回目の接種者が57%、2回目51%というふうになっております。

続いて、4の今後の接種計画についてでございますが、現在、集団接種及び町内医療機関における個別接種を実施しておりますが、ワクチンの供給量の大幅な減少によりまして、実施計画の見直しを行い、（1）にありますように、当面の間は熊野町民のみを対象に、土・日における集団接種を中心に実施してまいります。また、（2）小・中学生及び高校生の専用枠を準備し、接種を実施することといたしております。

次に、5の小・中学生及び高校生の接種についてでございますが、先ほどの4の今後の接種計画についての（2）の詳細となりますが、対象者につきましては小・中学生及び高校生で、接種の方法につきましては対象年齢において区分をしております。

まず、12歳から15歳の方は、町内6つの医療機関における個別接種を9月から金曜日の夕方、それから土曜日の午前中を専用枠として確保しております。また、16歳

から18歳の方につきましては、9月に実施いたします集団接種の14時以降の専用枠を確保しまして接種を実施していくこととしております。専用の予約枠につきましては、先ほど申しましたとおり、8月20日から予約受付を開始しているところでございます。

続きまして、6の広域接種の実施についてでございますが、7月29日付で県内全市町、一般社団法人広島県医師会及び市郡地区23医師会と「広島県新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る覚書」の締結を行っております。この覚書の締結により、64歳以下の一般接種が住所地外接種届の手続きは不要となりまして、やむを得ない理由の有無にかかわらず、住所地外の医療機関でも接種が可能となりました。本町では、8月1日から医療機関での個別接種のみを広域接種の受入れとして開始しております。

なお、県内の他市町において接種を希望される場合は、各市町のホームページまたはコールセンターで予約受付及び接種状況を確認いただく必要がございます。

次に、7の接種証明書（ワクチンパスポート）についてでございますが、この証明書は、海外の渡航先への入国時に、相手国等が防疫措置の緩和等を判断する上で活用されるよう、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の事実を公的に証明するものでございます。本町においても海外渡航の予定がある方を対象に新型コロナワクチン接種証明書の申請受付を7月26日から開始しており、8月18日現在で6件の申請をいただいております。なお、海外渡航目的以外の方が接種の記録を必要とする場合におきましては、接種時に発行されます接種済証、これは接種会場においてシール等を貼られたものになりますが、こちらが証明書ということになります。

次に、8の9月の補正予算（案）についてでございますが、9月議会において、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る補正予算案を提出させていただくこととしております。補正予算の内容につきましては、接種対象者が16歳以上から12歳以上ということで引き下げられたこと、また高齢者の接種率が当初の見込みより上回ったことから、接種対象者数及び接種回数が増加いたしました。また、4月1日から適用される接種費用に上乗せされます時間外加算相当分の増額、11月末までに接種希望者全ての方の接種完了をするために要する費用等を歳入・歳出予算それぞれ3,442万3,000円を追加させていただくものでございます。歳入補正予算案における国庫負担金及び補助金については、今後、国から10分の10の交付がされるものと見込んでおります。

最後に、9の接種等スケジュールでございますが、繰り返しの御説明となりますが、65歳以上の高齢者のうち接種を希望された方は、一部を除いて7月末に完了し、一般

接種を現在実施しているところです。現在、12歳以上の全ての接種対象者の接種券を既に発送しており、予約受付ができる状態となっております。当面、人口の8割の方が2回接種することができる量のワクチンが国から供給されることとなっております。今後、ワクチンの供給量、供給時期を踏まえまして、また計画見直し等を行いながら接種を行ってまいりたいと考えております。また、接種に関する情報につきましては、町広報、ホームページ、ライン等で、広く町民に周知させていただくこととしております。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いします。質疑はありませんか。沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 妊婦の優先接種についての取組についてお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光健康福祉部長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部長（時光） 妊婦の優先接種につきましては、こちらは国のほうからもそういった指導の通知が来ております。ただ、今現在、ワクチンの量からして、例えば一般接種につきましては予約枠に対して100%の予約が詰まっております。こういったことを踏まえまして、現在、キャンセルもかなり出ておりますので、キャンセル待ちのほうで優先的に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 現在までにキャンセル待ちの予約が入っているのかどうかということを教えてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光部長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部長（時光） すみません、現在のところまだ6の方が登録されているとい

うことみたいです。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） ないようですので、新型コロナワクチン接種状況についてはその概要を承知しました。本件については、引き続き円滑なワクチン接種の実施に努めていただくことを要望するとともに、9月定例会において関係する補正予算案が提出されますので、改めて審議することとして、次に移りたいと思います。

続いて、報告案件、教育委員会事務点検・評価報告について、執行部から説明を受けたいと思います。隼田教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（隼田） それでは、教育委員会から、教育委員会事務点検・評価報告（令和2年度事業）につきまして、御説明をさせていただきます。

資料6を御覧ください。

1ページをお願いいたします。

この報告書でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表しなければならない。」とございます。この規定に基づきまして作成したものでございます。

2ページをお願いいたします。

ここでは点検・評価についてお示ししております。対象とした事業は、熊野町教育委員会が令和2年度に主要施策と位置づけました7つの事業について、本年7月20日に熊野町教育委員会評価委員会を開催し、3名の評価委員から評価と御意見を頂戴し、それをもとにこの報告書を作成し、8月10日に行われました令和3年第8回熊野町教育委員会定例会に提出し、本日、この全員協議会において御報告させていただくものでございます。

3ページをお願いいたします。

教育委員会の自己評価及び評価委員による評価は、対象事業ごとに4段階で総合評価を行いました。「A」は期待以上である。「B」は期待どおりである（または引き続き事業を継続する必要がある）。「C」は期待以下。「D」は抜本的な見直しが必要であ

る、の以上4段階での評価となります。

点検・評価は、法第26条第2項の規定に「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。」とございます。そこで、次の3名の方に点検・評価をお願いいたしました。青少年育成くまの町民会議会長で、元広島国際学院高等学校長の荻野次夫様、元主任児童委員の平尾貴子様、そして元熊野中学校PTA会長の植松聖詞様、以上の3名の方に評価をしていただきました。学校関係者として、学校や子供たちの様子を長年にわたり御覧いただきてきたお三方でございます。

4ページをお願いいたします。ここからは、教育委員会の活動状況について示しております。

まず、「1」の教育長です。現在は平岡弘資教育長が務められておりますが、平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間は林保教育長が務められました。

「2」は、令和2年度の教育委員会委員の一覧でございます。

「3」は教育委員会会議の開催実績でございます。定例会は原則、毎月1日に開会し、必要に応じ臨時会を開催します。令和2年度は定例会を12回、臨時会を1回開催しております。議案・報告等については、議案21件について御審議をいただき、報告・協議案件が2件となっております。

次に、5ページには、教育委員の活動実績について記載しております。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、各種会議・研修会等が中止となり、また小・中学校の各種行事の規模縮小等により学校訪問や学校行事への出席はできませんでした。

なお、町長と教育委員会の連携を図り、町の教育課題や目標等を共有するための場である熊野町総合教育会議は3月に開催され、意見交換等を行っていただいております。

続きまして、6ページには評価対象とした7つの事業をお示ししております。

①学力向上事業、②GIGAスクール環境整備事業、③小学校低学年書道科指導事業、④学校施設整備事業、⑤災害復旧関連事業、⑥社会教育施設整備事業、⑦くまどく推進事業の以上7つの事業でございます。

7ページをお願いいたします。ここからが事業ごとの点検・評価シートでございます。

まず、1、学力向上事業でございます。児童・生徒の学力向上につきましては、町内6校が連携して学力向上に努めました。令和2年度においては、感染症拡大防止対策として学校の臨時休業措置がとられたため、学力指標の1つである全国学力・学習状況調査は実施されませんでした。そのことから、全国及び県平均正答率との比較等はできて

いませんが、国において令和2年度の調査票が示されたことから、町単独に取り組みました。

調査票の出題等が昨年度とは相違し、単純に比較することはできませんが、小・中学校ともに昨年度に比べ、国語・算数（数学）の平均正答率は上回った結果が出ております。また、町では独自に標準学力調査を実施しており、標準スコア（全国平均を50としたものでございます）に対する達成状況において、一部全国平均を下回っている教科、学年もありますが、おおむね全国平均を上回る結果となっています。これらの結果を受け、自己評価は「B」といたしました。

評価委員からの意見及び評価は、この表の中にも記載しておりますが、3名の委員の評価をもとに総合的に判定した判定表及び意見の全文は報告書の後ろに掲載しておりますので、御参照いただければと思います。評価委員の評価は、いずれの委員も「B」と評価していただきましたので、委員の評価結果は「B」といたしました。

意見としましては、「教育委員会の様々な取組が、徐々に、そして着実にその成果を表わしている。今後も教育委員会の指導のもと、各学校の教職員全てが同じ問題意識でつながっていかねばならない。」「一人一人、学力の段階に応じて子供の学習意欲を大切にしてほしい。」「調査結果が最大限活用できるよう、さらなる学力向上を目指していただきたい。」といった意見をいただきました。

委員からの指摘事項・意見を受けての改善としまして、「今後も「学びの変革」推進協議会を中心に、教職員の情報共有や共通認識を図るとともに、学力調査結果を活用した授業改善に努める。」としました。

続いて、9ページをお願いいたします。

2、G I G Aスクール環境整備事業でございます。国のG I G Aスクール構想に基づく高速大容量の情報通信ネットワーク環境の整備及び児童・生徒1人1台のタブレット端末を整備しました。事業費は、ネットワーク環境整備が7,678万円、教育用端末整備が8,684万4,000円の合計1億6,362万4,000円でした。G I G Aスクール構想の取組につきましては、当初、教育用端末を令和2年度から令和5年度の4年間で整備する計画でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う学びの保障の観点から事業が前倒しされることとなり、急遽、令和2年度において、小学1年生から中学3年生までの児童・生徒1人1台のタブレット端末を整備し、I C T機器を活用できる教育環境を整えました。今後は整備したI C T教育環境をいかに活用す

るかが課題と考えております。

令和2年度に実施しました整備事業の自己評価は「B」としました。委員の評価は、いずれの委員も「B」という評価でしたので、評価結果は「B」といたしました。

意見としましては、「各学校において機器整備だけが独り歩きしないように、ほとんどの教職員が自在に機器を操られるように、徹底した研修を同時進行させなければならない。教育委員会が後押しをして、町主催または学校間の交流研修会などを開催し、全ての教員がICTを有効活用できるスキルを教育現場で上げれば、様々な分野でより効果的な授業の展開が見られるであろう。」「ネット社会の中でルール等を学び、有効に活用してほしい。」「教職員の個性を生かしつつ、子供たちの教育格差が生じることのないように公平に進めていただきたい。」といった意見をいただきました。

委員からの指摘事項・意見を受けての改善事項では、「ICT活用推進協議会を中心とした研究・研修の実施及び各校における校内研修を通じて、教職員全体のスキルアップを図る。」といたしました。

続いて、11ページをお願いいたします。

3、小学校低学年書道科指導事業でございます。平成22年度から実施しております当該事業は、町費負担の書道科専任講師と学級担任との2名体制で指導を行い、書の作法である正しい姿勢を身につけ、集中力や心の落ち着きを養うとともに、小学校3年生から始まる国語科の毛筆を使った書写の授業への円滑な接続を図ることを目的に、教育課程外で年間15時間、毛筆を使った書道の学習を実施しております。事業費は554万7,000円でした。

自己評価ではございますが、3の達成事項にございますアンケート調査の結果は、「心を落ち着かせ集中して学べる」と答えた児童が94%、「正しい姿勢・筆の持ち方ができる」とした児童は88%でした。「正しい姿勢・筆の持ち方ができる」児童の割合につきましては目標値を3ポイント下回っておりますが、書道を通して姿勢を正すことを意識し、「心を落ち着かせ集中して学べる」と答えた児童が94%であったことから、当該事業が学習の基本となる集中力の涵養に資したものと判断し、自己評価は「B」としました。なお、達成事項の目標値につきましては前年度の数値としております。各委員の評価は、いずれの委員も「B」という評価でしたので、評価結果は「B」といたしました。

意見としましては、「書道の基礎・基本を教え、静かで落ち着きのある心、行動を醸

成すると同時に、町の伝統産業に触れ、郷土に対する認識と誇りを持たせる事業である。」「書道指導者と担任との関わりが重要である。」「熊野町の伝統に触れ、地元で誇りが持てる大切な授業であり、教員の連携が図られたい。」「熊野町の教育の柱の一つとして推進すべき。」「成果が出ている事業、継続していただきたい。」といった意見をいただきました。

委員からの指摘事項・意見を受けての改善では、「専任講師と担任教員との連携を強化するとともに、教員の研修を継続し、指導の充実を図る。」としました。

続いて、13ページをお願いいたします。

4、学校施設整備事業でございます。令和2年度は、町立小中学校トイレ改修工事、町立小中学校体育館LED照明改修工事、熊野第三小学校擁壁改修工事、熊野第四小学校南校舎屋外階段改修工事、熊野第四小学校図書室等エアコン設置工事、熊野中学校理科室エアコン設置工事、熊野東中学校武道館裏駐車場改修工事を実施しました。事業費は全体で3億8,251万1,000円でした。いずれの工事も工期内に無事完了いたしましたことから、自己評価は「B」としました。いずれの委員も「B」と評価していただきましたので、評価結果は「B」としました。

意見としましては、「老朽化した建造物、危険な箇所などが各校に存在すると思われる。丁寧な調査を実施し、順次、営繕計画を実施されたい。」「安全安心な環境づくりは何より優先されるべき事項である。」「将来を担う子供たちにとって、健やかに教育を受けられる環境を整えることは大切である。」「多くの施設で経年劣化が見られる。計画的かつ早期に改修工事を実施していただきたい。」といった意見をいただきました。

委員からの指摘事項・意見を受けての改善では、「児童生徒の安全を最優先に、各施設の危険度に応じた計画的な改修工事を実施する。」といたしました。

続きまして、15ページをお願いいたします。

5、災害復旧関連事業でございます。当該事業は、平成30年7月豪雨により被災、発生した災害発生土砂の仮置場とされていた町民グラウンドの土砂撤去に伴うグラウンド改修で、グラウンド利用再開に向けた表土の入れ替え、整地及び排水機能の向上を図る工事を実施いたしました。事業費は4,999万8,000円です。令和2年5月29日に無事完了したことから、自己評価は「B」といたしました。各委員の評価は、いずれの委員も「B」という評価でしたので、評価結果は「B」といたしました。

意見としましては、「町民グラウンド改修工事は、多くの町民が待ち望んでいた。町民

の大切な集いの場所として、日常の整備等もしっかりやってほしい。」「活気あるスポーツや大会が行われる場所であってほしい。」「利用者が安全安心に利用できるよう、良好なグラウンド状態を維持していただきたい。」といった意見をいただきました。

指摘事項・意見を受けての改善では、「日常的な整地作業を行い、良好なグラウンド状態を保つことにより、利用者が安全・安心して利用できるよう努める。」としました。

続いて、16ページをお願いいたします。

6、社会教育施設整備事業でございます。令和2年度は、既存不適格である町民会館講堂天井の改修工事に係る実施設計業務、町民体育館の照明LED化改修工事、町立図書館丸屋根の屋根防水改修工事、旧中公民館解体工事を実施しました。事業費は、全体で3,570万8,000円でございます。いずれの業務・工事も無事完了したことから、自己評価は「B」といたしました。各委員の評価はいずれも「B」と評価していただいたことから、評価結果は「B」としました。

委員からの意見は、「町内の公共施設は老朽化が進んでいる。それらを調査し改修することは町の責務。町民の大切な施設の整備、改修を計画的に継続してほしい。」「避難所となる町民会館は、安全・安心な場所でなければならない。定期的なメンテナンスが必要。」「町民会館、図書館は多くの町民が利用する施設である。利用者が安心・安全に利用できるよう、小まめなメンテナンスを実施していただきたい。」といった意見をいただきました。

指摘事項・意見を受けての改善では、「大規模な改修や修繕は施設長寿命化計画に基づき計画的に行うとともに、各施設の日常的なメンテナンスを実施する。」としました。

最後に、18ページをお願いいたします。

8、くまどく推進事業でございます。読書の習慣化、読書を通じた家族の絆づくりを目的に、町内の0歳児から中学3年生までを対象に、家庭読書推進活動「くまどく」を継続実施しました。事業費は36万8,000円でした。昨年度は、「くまどくノート」を小・中学生をはじめ、幼稚園、保育園、認定こども園の園児や、乳幼児のいらっしゃる御家庭に配布したり、町広報に「くまどく」実践の記事や推進標語を掲載するなど、啓発に努めました。また、「くまどくカレンダー」も300部作成し、啓発に努めております。「くまどく」の実施状況を見ますと、83.4%となっており、目標としておりました77%を達成することができました。このことから、自己評価は「B」としました。各委員の評価は、「B」「B」「A」でございましたので、評価結果は「B」

といたしました。

委員からの御意見は、「この事業は、全国的にもまれな画期的事業である。子供たちの情操教育に貢献し、家族の絆を深める一方、論理的思考を養い、国語力を高め、学力向上に寄与する。」「継続してこそ大きな意味を持つ。幼稚園・保育所に対して働きかけを行い、共通認識のもとに事業を推進している現状は大いに評価できる。」「成長の段階に分けて発行される「こども図書館だより」はよい取組である。」「引き続き、町独自の取組である「くまどく」を通じて、よりよい親子・家庭の絆づくりを推進していただきたい。」といった御意見をいただきました。

指摘事項・意見を受けての改善は、「今後も事業の見直しや改善を図り、よりよい事業の推進を図る。」といたしました。

令和2年度教育委員会事務点検・評価報告についての説明は、以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いします。質疑はありませんか。ありませんね。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） それでは、質問がないようですので、この辺でまとめたいと思います。教育委員会事務点検・評価報告については、今後も適正な事務執行状況の確認を行うことはもとより、その評価により各事業のさらなる充実と改善に努めていただくよう要望しまとめたいと思います。

以上で、執行部からの報告を終わります。執行部の皆さん、ありがとうございました。暫時休憩します。

再開は11時15分とします。

（休憩 10時58分）

（再開 11時13分）

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） それでは、少し時間は早いですが、皆さんおそろいですので再開したいと思います。中原議員さんは都合により欠席ということでございます。

続きまして、その他ですが、まず私のほうから意見書の採択について協議します。

お手元に2つの要望書をお配りしております。右肩に①とした「日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める要望」と、右肩に②とした「2022年度地方財政確立

に向けた地方自治法 99 条に基づく議会採択の取り組みについて」の 2 つです。

このうち 1 件目の「日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める要望」につきましては、6 月定例会の際、皆さんにお配りをしたものですが、定例会前に開催された議会運営委員会におきまして、県内ほかの市町の状況を確認の上、最終的に取扱いを決めることとされておりました。また、2 件目の「2022 年度地方財政確立に向けた地方自治法 99 条に基づく議会採択の取り組みについて」の要望につきましては、要望団体から直接私が受理したものです。いずれの要望も去る 8 月 20 日に開催された議会運営委員会に付議し、1 件目の要望については①-a、2 件目の要望については②-a と、それぞれ本町議会の意見書の案を作らせ、その採択について協議をしていただきました。具体的な内容は後ほど報告いただきますが、本件について全員協議会で意見を求めることとされたものです。

なお、②につきましては②-1 としたものがございますが、これは昨年 9 月、議長会からの依頼に基づき本熊野町議会で採択した意見書で、今回の要望と同じような内容でしたので参考としてつけたものです。

それでは、この件について、1 つずつ協議したいと思います。

まず、1 件目の核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書について協議をします。本件につきましては、先日の議会運営委員会で、県内 23 市町のうち本町議会を含む 6 市町の議会で意見書の採択をされていないとの報告がなされております。

それでは、この意見書に関する議会運営委員会の協議結果につきまして、議会運営委員長から御報告いただこうと思います。時光委員長。

~~~~~○~~~~~

○議会運営委員長（時光） 先日、議会運営委員会で話し合ったことについて報告させていただきます。

核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書について、様々な御意見が出ました。まず、被爆した県として、また県内ほかの市町も出しておられるので、出したほうがよいという意見。あと公明党、自民党、国のスタンスとして、核を保有している国と保有していない国との溝が深まるという実態がある。日本は唯一の被爆国であるが、核保有国に安全保障されているという立ち位置がある。署名することによって、保有国と非保有国の溝が深まっていくのではないかと。日本はオブザーバー的な立ち位置で、保有国と非保有国の橋渡しをするという御意見がありました。そういった中で、日本、熊野町



が置かれている立ち位置を踏まえた上で、議員、そして議会が共通認識の中で町議会として署名するかを考えないといけないというような意見も出ました。

議会運営委員会としてはそれぞれの意見を聞いた上で、この意見書は発議するという  
ことで議運としては決定しました。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ありがとうございます。

ここで意見書の案を朗読させます。西村事務局長。

~~~~~○~~~~~

○議会事務局長（西村） それでは、読ませていただきます。

日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書（案）

被爆から75年間の願いの証ともいえる核兵器禁止条約が2021年（令和3年）1月22日に発効した。核兵器の違法性を明記し、その全廃と世界中の核被害者（ヒバクシャ）の救済を定めた初の画期的な国際法で、批准する国は増え続けている。しかし、核保有国は条約を拒み、核軍拡の動きを強めているため、条約の実効性が疑問視されている。さらに、我が国も参加しない姿勢を変えず、国会の審議も深まらない。このままでは、私たちは原爆慰霊碑に顔向けができず、日本は世界に失望を広げ、やがて信頼を失うのでは、と恐れている。

核軍縮の流れをつくり、条約を有効に機能させるためには、どうしても核保有国を条約に引き入れなければならない。それにはまず、国民、国会が条約に合意できる環境を早くつくって参加する国になること、そして核保有国を動かす努力をすることが唯一の戦争被爆国としての責務であると確信している。

我が国が、核軍縮と核兵器廃絶を強める主導的役割を果たすため、国会と日本政府に対し、核兵器禁止条約に署名・批准することを強く要請するとともに、下記の事項の実施を要望する。

#### 記

- 1 衆参両院で、条約について真摯な審議を重ねること。
- 2 衆参両院として、政府に対し、条約への参加・署名・批准を要請すること。
- 3 被爆国の首相として、条約の趣旨に賛同し、参加を目指す意思を表明すること。
- 4 政府は、当面、条約締約国会議に参加し、核保有国との「橋渡し」策を提示する

こと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年 月 日

広島県熊野町議会議長 大瀬戸 宏 樹

提出先につきましては要望書のとおりといたしまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣としております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 事務局の朗読が終わりました。

それでは、意見書につきまして御意見がありましたらお願いいたします。意見はございませんか。荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 敗戦75年でございます。私どもの国は被爆国、被爆国として被害者意識でございますが、皆さんもいろいろな資料を読まれたり、新聞、テレビにもありましたけども、日本も核兵器を開発しつつあったわけでございます。お金で負けたんですね。この周辺のパワーバランスが変わってきております。日本の国が日清、日露からアジアにどれだけの迷惑をかけたか。こういう勉強も踏まえて、単なる平和、平和だけでは済まなくなります。アフガニスタンを見ても分かりますが、内乱は常に起こってまいりますので、日本にもいつ起こるか分からない時代に入りました。平和をどうつくり上げるかという議論も勉強会の中でしたらどうかと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） ないようですので、この意見書採択につきまして、議会運営委員会の報告のとおり採択をすることに異議はございますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

それでは、この意見書を採択するという事によろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） それでは、次の定例会に議員発議で提出することとします。

発議者を議会運営委員会時光委員長にお願いしようと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） ではそのようにいたします。

発議の案を準備させております。後ほど事務局が伺いますので、署名してください。

続いて、2件目、地方財政の充実・強化に関する意見書について協議をします。

本件につきましては、国に対し、地方財政の充実・強化を求めるものとして意見書採択を要望されているものでございます。県内の多くの市町では、毎年のように要望書が届けられ、採択をされているようですが、本町では初めて要望書が届けられました。また、早くから要望がなされたところもあるようで、6月に意見書の採択がされているようです。

それでは、この意見書に関する議会運営委員会の協議結果につきまして、議会運営委員長から御報告いただこうと思います。時光委員長。

~~~~~○~~~~~

○議会運営委員長（時光） 地方財政の充実・強化に対する意見書ということで、議員のほうで協議いたしました。先ほど議長からもありましたように、昨年ですかね、出させていただいたものとほぼ中身は近いんですが、出所がちょっと違うということで審議させていただきました。

意見としては、要望に書いてあることは重要だと思うが、税金を上げよということではないか。財源がないのだから、町民から税金を上げることを賛同しているがどういうことかというような意見が出るのではないかという意見と、国に対する要望としては、大きな財布の中から工面して、こっちに少し力を入れていただけないかというふうに捉えるという考え方もあるということで、当初、このまま出させてもらおうかという話も出てたんですが、そうした中で、議員それぞれがこのことに関して町民から投げかけられた意見に対しての答え方とかいうのもありますので、議員それぞれが共通認識を持つべきだと思う。結局これは税金に跳ね返ってくることはないかということで、コロナ禍で税収も望めないし、今のこのタイミングで出すのはどうかという御意見も出てきました。出すからには議員みんなが共通認識を持つ必要があるという意見で、出すという方向性で議運で話し合いをしたということなんですけど、その上で皆さんの御意見を求めようということになりましたので、一応報告させていただきます。

以上です。

〇議長（大瀬戸） ありがとうございます。

ここで意見書の案を朗読させます。事務局長。

〇議会事務局長（西村） それでは、案を読ませていただきます。

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）

新型コロナウイルスの出現により、今、地方自治体には新たに多くの行政需要が発生している。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、「新しい生活様式」への変化を余儀なくされた住民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められている。それと同時に、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、少子・高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要もこれまで以上に高まりつつある。しかし、現実には公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害、またデジタル・ガバメント化への対応も迫られている。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針2018」に基づき、2021年度の地方財政計画までは、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきた。しかし、新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われる中、2022年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されている。

このため、2022年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積り、地方財政の確立を目指すよう、政府に下記事項の実現を求める。

#### 記

1 社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。

2 とりわけ新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた、より全体的な保健所体制・機能の強化、その他新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえた、十分な財源措置を図ること。

3 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増

する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。また、人材を確保するための自治体の取組を支える財政措置を講じること。

4 デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化については、自治体の実情を踏まえるとともに、目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応すること。また、地域経済を活性化させるためにも、デジタルシステムの標準化による大手企業の寡占を防止すること、また地域での人材育成を図るなど、地域デジタル社会推進費の有効活用も含めて対応すること。

5 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。

6 2020年度から始まった会計年度任用職員制度について、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどして、さらなる財政需要を十分に満たすこと。また、処遇改善額が明確となるよう配慮すること。

7 特別交付税の配分に当たり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。

8 森林環境譲与税の譲与基準については、より林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。

9 地域間の財源偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。また、コロナ禍において固定資産税の軽減措置等が行われたことはやむを得ないものの、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方六団体などを通じて、自治体の意見や財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

10 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

11 地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年 月 日

広島県熊野町議会議長 大瀬戸宏樹

提出先につきましては要望書のとおりといたしまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、それから、内閣府特命担当大臣として地方創生担当大臣と経済財政政策担当大臣としております。

あとすみません、ちょっとその後気がついたものなんですけども、ここにお示ししております意見書につきましては、要望をしてこられた団体の案をそのまま私のほうで書き記したのなんですけども、年度のところを西暦で書いてしまっております。例えば、地方財政計画につきましても、総務省では西暦ではなくて令和何年度とされておりますし、本町で作成する、例えば議会のほうで作成する文書・議案等につきましても、西暦という表記はしておりませんので、ここの部分、平成、あるいは令和などの元号に直ささせていただけたらと思っております。すみません、よろしく願いいたします。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 事務局の朗読が終わりました。

それでは、この意見書につきまして、御意見がありましたらお願いします。御意見はございませんか。荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 大変な時代に入っております、失われた30年でございます。日本の中には成長産業はございません。言えば自分らに返ってくると。そういう現実の中で、コロナ対策創生資金も、使い道、1億6,000万余りはああいう状態だけしかない。次の成長産業への投資も見込めない。ただ、まだまだ知恵は出る。熊野町でいかに努力をして財政が少しでも税収入が増えるという努力をした上で、頼むというか、依頼をしていく、これが本道であろうと思います。おねだりをするだけで済む時代は終わりました。自らの地方自治で汗をかき、雑巾を絞って頑張り抜くと、こういう魂から必要かと思えます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） よろしいですか。尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） この間の議運のときにちょっと聞かんかったんですけども、今回の出元ですよね。自治労ということで、これは公務員とかあいつたものの労組なり、この内容を見てみたら連合関係のものということで、どちらかといったら社会党というか、民

主党系からの要望だと思ってるんですけども、これを議長が受理されたというのは、議長が今無所属ではあるんだけど、そういうものもあって受けたのか。今後、そっち系から来たらまたこのように受理するのか、どうなんだろうというのと、あと中はええことは書いてるんですけども、どうなんでしょうか。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） それは私の対する質問ですか。

~~~~~〇~~~~~

○5番（尺田） 受理したことで、受理したけえ。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 受理というよりは、要望書を持ってこられて、私が面談したということです。それで、本来であれば、私の今までの経歴からして、私に発議者となって提出してほしいという依頼なんですけど、議長という立場なので自分からできないということで、私はだからそれを議運にかけさせてもらって、検討してもらったといういきさつです。

確かに自治労というところから出ました。熊野町にも職員組合があります。ですから、熊野町の職員組合のリーダーの人と、それから県のリーダーの人が私のところに来られて、これを意見書採択してくれませんかという話でした。ですから、そのまま議運のほうに諮らせていただいたという経緯でありまして、どっちから来たからやって、こっちからは拒んで、こっちからは優先的にと、そういう態度でしているつもりは全くありません。そこのところは理解していただきたいと思います。

よろしいですか。尺田議員。

~~~~~〇~~~~~

○5番（尺田） この内容を見てみたら、至極真っ当なことを書いてるんですけども、自治労とか連合系がこういったものを出すということは、予算を確保して、職員なりの人件費の確保なり、またこの中を見てみたら、臨財債ですか、あっちに頼らないとかっていう、債務をつくらぬようにということで、そういった人件費の確保というものが目的にあるのかなというのも思うし、あと職員の負担が今以上に増えないようにするためのことを目的としてるのかなというふうに捉えたんですけども、議長はそっちのほう、来られた方との面談の中で、そういった関係のことはおっしゃってはなかったでしょうか。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 自治労というのは、言われたように公務員の労働組合です。公務員というか、役場の職員とか県の職員とか、市役所の職員とかの労働組合です。基本的にその人たちの給料というか、報酬は人事院勧告のほうで決まっておりますから、直接、地方交付税が減ったから給料が減るとかいうような、一般の会社とは少し違うのかなとは思っています。

中に、この要望書は去年議長会のほうから似たような内容のものが来ましたが、自治労らしいなと思うところは6番あたりの、会計年度任用職員制度に対する、あまり労働環境を下げないでくださいとかというように、いわゆる労働環境の向上を、財源がないからといって下げないでくださいというように要望であろうかというふうに認識しました。ですから、基本的には去年のものプラスいわゆる職員の環境を上げろとは言わないから下げないでくださいという要望ではないかというふうに受け止めたところです。以上です。よろしいですか。

ほかにございますか。荒瀧議員。

~~~~~〇~~~~~

○12番（荒瀧） そこまでわしは深読みしとらんのですが、党派を超えないといけないんですよ、これは、この問題は。国を挙げての話です。コロナ対策と一緒にですよ。こっちがあっちじゃ、こっちじゃという言い合いっこしよっても駄目なんです。要は、もう日本が先進国の中では最低の所得レベルです。韓国にも抜かれました。これは何があるのか。政府のせいじゃないです。一人一人国民の問題がある。そこを意識して、党派を超えてこれは議論をした上で出すべきだろうと思います。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかに御意見はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 御意見がないようでしたら、先ほどの議会運営委員長の話からあったように、この会、全協のほうである程度同意が得られれば採択をするということにしたいと思いますが、御異議ありますか。ないですか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） それでは、この意見書を採択するというところでよろしいでしょうね。御意見がないようですので、そうさせていただきますが、いいですか。

(「はい」の声あり)

○議長(大瀬戸) それでは、次の定例会において議員発議で提出することといたします。

この発議につきましても時光議会運営委員長から発議いただこうと思いますが、いかがでしょうか。御意見ありませんね。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) では、異議がないというふうに思います。

発議の案を準備させております。後ほど事務局が伺いますので、署名してください。

以上で、意見書採択の件につきましては終了します。

その他、何かございますか。沖田さんありますか。沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番(沖田) すみません、広報委員会から議員の皆様にご報告させていただきます。

9月議会に掲載される第120号から紙面の刷新を行いたいと思っております。広報委員会の皆様と協議をした結果の報告なのですが、議員の皆様に関係のある部分だけを御報告させていただきます。

一般質問の掲載についてなのですが、今まではカテゴリー別に掲載をしておりましたが、これをやめて通告順を基本とし、2項目以上を質問した議員に関しては1ページにまとめることとします。また、2項質問した議員のページがページをまたぐ場合は、1ページにまとめたいので、これは通告順とならない場合もあるということをご理解ください。

また、これまでどおり1項目であれば半ページということですが、3項目以上質問した場合は、3項目掲載するかということに関しましては、1議員質問2項目までの掲載といたします。2項目以上を質問したとしても2項目の掲載ですが、議員1人1ページとしておりますので、3項目めの質問を掲載したい場合には、1行書きぐらいに入れていただくということは可能かなとは思っております。

また、一般質問の写真についてですが、定例会終了後、議場質問席で写真撮影を行うことといたします。この写真については選択制といたしますので、撮影希望があれば定例会後に撮影し、使用したいと思います。

以上でございます。よろしくお願いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) ありがとうございます。

それから、もう1点は私のほうからですが、タブレットに関することです。先日、執行部の何名かと我々数名と意見交換を行いました。また、今後のことをするに当たって、議会全員の皆さんにプレゼンを受けてもらってどんなもんやというようなことを、来月の全協でタブレットのプレゼンを皆さんで受けてみたらどうかなというふうに準備をしておるところでございます。

まず、詳しい方はもちろんよく御存じでしょうけど、ほとんどの方はあまりピンとこない方が多いんじゃないかということで、来月の全協はタブレットの説明というか、プレゼンを受けようという計画でおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その他、何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) それでは、以上をもちまして全員協議会は終了といたします。

(閉会 11時44分)

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

熊野町議会副議長